

(証券コード 9508)

平成24年6月6日

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役  
社 長 瓜 生 道 明

## 第88回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又は電磁的方法による議決権行使が可能でございますので、お手数ながら、後記の参考書類をご覧くださいまして、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### <書面による議決権行使の場合>

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

### <電磁的方法による議決権行使の場合>

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権の行使についてのご案内」(20ページから21ページ)を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |       |  |
|-------|--|
| 1 日 時 | 平成24年6月27日(水曜日)午前10時   |
| 2 場 所 | 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号<br>ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」<br>(末尾のご案内図をご参照ください。) |

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、**議決権を行使することができる株主以外の方(株主でない代理人の方など)はご入場いただけません**のでご注意ください。

### 3 目的事項

#### 報告事項

- 1 第88期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 2 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告について

#### 決議事項

##### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分について
- 第2号議案 取締役全員任期満了につき17名選任について
- 第3号議案 監査役2名任期満了につき2名選任について
- 第4号議案 補欠監査役1名選任について

##### <株主提案（第5号議案から第12号議案まで）>

- 第5号議案 定款の一部変更について (1)
- 第6号議案 定款の一部変更について (2)
- 第7号議案 定款の一部変更について (3)
- 第8号議案 定款の一部変更について (4)
- 第9号議案 定款の一部変更について (5)
- 第10号議案 定款の一部変更について (6)
- 第11号議案 取締役1名選任について
- 第12号議案 退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給停止について

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（3ページから19ページ）に記載してあります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の業績につきましては、原子力発電所の運転再開延期の影響などによる火力燃料費や購入電力料の増加などにより、当期純損益は大幅な損失となりました。

これらを総合的に勘案し、当期の配当金につきましては、1株につき年間50円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、1株につき30円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては1株につき20円といたしたいと存じます。

また、当期の業績や配当金の総額に鑑み、原価変動調整積立金全額及び別途積立金のうち990億円を取り崩したいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式1株につき金 20円                      総額 9,464,900,940円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日

#### 2 その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金                      199,300,000,000円

- (2) 減少する剰余金の項目及びその額

原価変動調整積立金                  100,300,000,000円

別途積立金                              99,000,000,000円

## 第2号議案 取締役全員任期満了につき17名選任について

現任取締役13名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役17名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	めき まさ よし 貫 正義 (昭和20年1月27日生)	昭和43年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長 兼情報通信本部長 平成21年6月 当社代表取締役副社長お客さま本部長 平成22年6月 当社代表取締役副社長 平成24年4月 当社代表取締役会長 現在に至る	23,403株
2	うり う みち あき 瓜 生 道 明 (昭和24年3月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員経営企画室長 平成20年7月 当社執行役員経営企画部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員火力発電本部長 平成23年6月 当社代表取締役副社長火力発電本部長 平成24年1月 当社代表取締役副社長 平成24年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	15,900株
3	ひか ほり よし のり 深 堀 慶 憲 (昭和22年3月21日生)	昭和44年4月 当社入社 平成15年7月 当社執行役員情報通信事業部長 平成18年6月 当社退職 平成18年6月 九電ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 平成20年6月 同上退任 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成21年6月 当社代表取締役副社長 平成21年7月 当社代表取締役副社長経営企画本部長 平成22年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る	19,670株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>やま もと はる よし 山 元 春 義 (昭和22年4月25日生)</p>	<p>昭和47年4月 当社入社 平成19年6月 当社上席執行役員川内原子力発電所長 平成21年3月 当社上席執行役員川内原子力総合事務所長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員川内原子力総合事務所長 平成23年6月 当社代表取締役副社長原子力発電本部長 兼川内原子力総合事務所長 現在に至る</p>	18,806株
5	<p>ちん ぜい まさ なお 鎮 西 正 直 (昭和24年1月1日生)</p>	<p>昭和46年4月 当社入社 平成18年7月 当社執行役員北九州支店長 平成20年6月 当社退職 平成20年6月 九電ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 平成22年6月 同上退任 平成22年6月 当社取締役常務執行役員お客さま本部長 平成24年4月 当社代表取締役副社長お客さま本部長 現在に至る</p>	13,900株
6	<p>つ がみ けん じ 津 上 賢 治 (昭和26年2月14日生)</p>	<p>昭和48年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成11年6月 同行営業第八部長 平成12年10月 同行退職 平成12年11月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員福岡支店長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長 兼情報通信本部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長 平成22年7月 当社取締役常務執行役員国際事業本部長 現在に至る</p>	17,300株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	※ あら まき とも ゆき 荒 牧 智 之 (昭和27年10月23日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 九州総合サービス株式会社代表取締役社長 平成19年6月 当社理事九州総合サービス株式会社出向 平成21年6月 九州総合サービス株式会社代表取締役社長退任 平成21年6月 当社上席執行役員 平成22年7月 当社上席執行役員事業推進本部長 兼人材活性化本部長 現在に至る	9,600株
8	※ ひら た そう じゅう 平 田 宗 充 (昭和25年9月9日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社経営管理室長 平成20年6月 当社執行役員北九州支店長 平成22年6月 当社上席執行役員 平成22年7月 当社上席執行役員経営管理本部長 平成23年6月 当社上席執行役員お客さま本部副本部長 現在に至る	6,701株
9	※ おお しま ひろし 大 島 洋 (昭和26年9月27日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社配電部長 平成20年6月 当社執行役員配電部長 平成22年6月 当社上席執行役員お客さま本部副本部長 現在に至る	7,801株
10	※ やま さき まさ ゆき 山 崎 正 幸 (昭和25年8月29日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年7月 当社電子通信部長 平成21年6月 当社執行役員電子通信部長 平成22年6月 当社上席執行役員情報通信本部長 現在に至る	6,413株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	※ <small>ない</small> <small>とう</small> <small>とみ</small> <small>お</small> <b>内藤 富夫</b> (昭和26年3月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年7月 当社熊本東営業所長 平成20年7月 当社燃料部長 平成21年6月 当社執行役員大分支店長 平成23年6月 当社上席執行役員国際事業本部副本部長 現在に至る	5,901株
12	※ <small>さか</small> <small>ぐち</small> <small>せい</small> <small>いち</small> <b>坂口 盛一</b> (昭和28年8月25日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社秘書役 平成20年6月 当社経営管理室長 平成20年7月 当社経営管理部長 平成21年7月 当社経営企画本部企画担当部長 平成22年6月 当社執行役員経営企画本部副本部長 平成23年6月 当社上席執行役員経営企画本部長 現在に至る	4,500株
13	※ <small>さ</small> <small>とう</small> <small>なお</small> <small>ふみ</small> <b>佐藤 尚文</b> (昭和26年8月27日生)	昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社総務部長 平成21年6月 九州林産株式会社代表取締役社長 平成21年6月 当社理事九州林産株式会社出向 平成23年6月 九州林産株式会社代表取締役社長退任 平成23年6月 当社上席執行役員業務本部長 現在に至る	14,211株
14	※ <small>い</small> <small>ぎき</small> <small>かず</small> <small>ひろ</small> <b>伊崎 数博</b> (昭和29年1月12日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年6月 当社海外事業部長 平成21年6月 当社火力部長 平成23年6月 当社執行役員火力発電本部副本部長 平成24年1月 当社上席執行役員火力発電本部長 現在に至る	3,803株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
15	※ よし ぎこ とおる 吉 迫 徹 (昭和27年9月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 当社工務部長 平成21年6月 当社執行役員鹿児島支店長 平成23年7月 当社執行役員鹿児島支社長 現在に至る	5,900株
16	※ やくしん じ ひで おみ 葉真寺 偉 臣 (昭和28年4月8日生)	昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社情報システム部長 平成21年7月 当社経営管理部長 平成22年6月 当社執行役員熊本支店長 平成23年7月 当社執行役員熊本支社長 現在に至る	4,701株
17	わた なべ あき よし 渡 辺 顯 好 (昭和17年8月10日生)	平成8年6月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成10年6月 トヨタ自動車九州株式会社取締役(非常勤) 平成13年6月 トヨタ自動車株式会社常務取締役 平成14年6月 同上退任 平成14年6月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 平成19年5月 社団法人九州経済連合会副会長 現在に至る 平成20年6月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 平成21年6月 当社取締役 現在に至る 平成23年6月 トヨタ自動車九州株式会社相談役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 トヨタ自動車九州株式会社相談役	7,700株

(※印は、新任候補者であります。)



- (注) 1 当社は、瓜生道明氏が代表取締役社長を務める戸畑共同火力株式会社と電力の購入などの取引を行っております。
- 2 渡辺顯好氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3 渡辺顯好氏は、各証券取引所が定める独立役員の候補者であります。
- 4 渡辺顯好氏につきましては、当社社外取締役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、電気事業に対する理解の持ち主として最適な人材であると判断しまして、選任をお願いするものであります。
- 5 渡辺顯好氏が当社社外取締役として在任中、当社において、平成23年6月26日に開催された経済産業省主催の県民説明番組に際し、当社社員が社内及び協力会社等に対して、原子力発電所の発電再開に賛成する意見投稿を要請する等の事態が発生しました。
- 同氏は、本件について、再発防止・信頼回復のための取組みなどに関し、取締役会等における審議に加わっております。
- 6 渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。

### 第3号議案 監査役2名任期満了につき2名選任について

監査役善福 勉、村山紘一の両氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ おのつよし 小野丈夫 (昭和27年9月10日生)	昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社人事労務部長 平成21年6月 当社執行役員宮崎支店長 平成23年6月 当社上席執行役員経営管理本部長兼社長室長 現在に至る	7,004株
2	※ うつみよしお 内海善雄 (昭和17年8月14日生)	昭和41年4月 郵政省入省 平成8年7月 同省郵務局長 平成9年7月 同上退任 平成11年1月 同省退職 平成11年2月 国際電気通信連合事務総局長(平成18年12月まで) 平成19年3月 株式会社トヨタIT開発センター最高顧問 現在に至る  <重要な兼職の状況> 株式会社トヨタIT開発センター最高顧問	1,000株

(※印は、新任候補者であります。)

- (注) 1 内海善雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。  
2 内海善雄氏は、各証券取引所が定める独立役員候補者であります。  
3 内海善雄氏につきましては、当社社外監査役に相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、電気事業に対する理解の持ち主として最適な人材であると判断しまして、選任をお願いするものであります。  
4 内海善雄氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国際電気通信連合事務総局長などを務めた経験から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任について

社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やま で かず ゆき 山 出 和 幸 (昭和27年3月28日生)	昭和51年4月 弁護士登録 現在に至る 昭和56年6月 山出和幸法律事務所設立 現在に至る 平成8年4月 福岡県弁護士会副会長(平成9年3月まで) 平成19年3月 鳥越製粉株式会社監査役(非常勤) 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 弁護士(山出和幸法律事務所)	なし

- (注) 1 山出和幸氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者の要件を充たしております。  
2 山出和幸氏は、各証券取引所が定める独立役員要件を充たしております。  
3 山出和幸氏につきましては、当社社外監査役に相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、電気事業に対する理解の持ち主として最適な人材であると判断しまして、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。  
4 山出和幸氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## <株主提案（第5号議案から第12号議案まで）>

第5号議案から第12号議案までは、株主提案（76名）によるものであります。

### 第5号議案 定款の一部変更について (1)

#### ◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

#### 第7章 その他

(新規投資に関する宣言)

第40条 当社は原子力発電の再稼働停止に伴う措置として、立地地域の雇用確保のための新規投資を速やかに行う。

#### ◆提案理由

当社の玄海・川内両原子力発電設備は再稼働の目途が立たない中、原発立地地域の経済に少なからず影響を与えている。特に雇用に対する不安は深刻な状況をもたらしかねない。当社はこの不安を少しでも解消し、長期にわたる原発停止の可能性を見据え、立地地域に新規の投資を行うことによって、企業としての社会的責任を果たす。

具体的には雇用吸収力が高い労働集約型の発電・代替燃料製造分野、例えばごみ発電やごみ再資源化（廃プラスチック油化、下水汚泥の燃料化）などを立地地域に建設する。

ただし、当社の今期決算は赤字で平成24年度に新規投資を行う余裕に乏しい事情に鑑み、当社の不動産資産を中心に売却を進め、同時に子会社の資産売却に努めつつ、原資を確保する。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電については、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面から、安全性を大前提として、その重要性は変わらないものと考えております。当社は、原子力発電所の更なる信頼性向上と安心・安全の確保に取り組むとともに、原子力発電所の運転再開に向け、的確に対応してまいります。

また、当社は事業活動や社会貢献活動を通じ、地域・社会の皆さまと協力し、その発展に積極的に寄与することとしております。

電源地域に対しましては、発電所の安全・安定運転に長年にわたってご協力いただいていることから、地域の実情などを十分踏まえて対応してまいります。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第6号議案 定款の一部変更について (2)

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(「料金値上げ検討委員会」の設置)

第41条 当社は原子力発電所再稼働見合わせに伴い予想される燃料費増等に対し、利用者（個人・法人）も参加する「料金値上げ検討委員会」を設置する。

### ◆提案理由

原子力発電の経営的リスクが東京電力福島第一原発で明瞭になったいま、当社は再稼働を少なくとも5年間見合わせ、原発に依存しない電力の安定供給策を徹底して探る。その上で、予想される燃料費の増加分に関しては、既に実施に踏み切っている経費削減策を徹底して実行した上でさらに補填できない場合、個人・法人双方の電力利用者を交えた「料金値上げ検討委員会」を設置し、適正（経費削減策の委員会での再チェックを前提）、適確（弱者や中小企業者への配慮）な値上げを検討、利用者の信頼を得る形で実施に移す。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電については、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面から、安全性を大前提として、その重要性は変わらないものと考えております。当社は、原子力発電所の更なる信頼性向上と安心・安全の確保に取り組むとともに、原子力発電所の運転再開に向け、的確に対応してまいります。

当社の収支は、原子力発電所の運転再開延期による燃料費の増加などにより、厳しい状況となっておりますが、収支改善に向けて、まずは「平成24年度緊急経営対策」として、費用・投資についてリスク評価を十分に行い、安全・法令遵守・安定供給を確保しつつ、繰延べなどの短期的対策を含む徹底した効率化・コスト削減に取り組んでまいります。

また、家庭用などの規制部門の電気料金を値上げする場合は、電気事業法に基づき、経済産業大臣に供給約款変更の認可申請を行い、査定、監査を受けるとともに、経済産業大臣が開催する「公聴会」において、地域の皆さまから広く意見を聴取することとなっております。

なお、当社は日頃からお客さまとの対話活動などを通じ、電気料金に関するご意見をはじめとする様々なお客さま・地域の皆さまの声を広くお伺いしており、これらのご意見を真摯に受け止め、当社の事業活動に適切に反映してまいります。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

## 第7号議案 定款の一部変更について (3)

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原子力発電の終了)

第42条 当社は、全原子力発電の再稼働を行わず、運転を終了する。また、今後は、新規立地や営業運転の開始、増設や建て替えを一切行わない。

### ◆提案理由

福島事故の原因究明・検証がなされていない現状での再稼働には、安全性の根拠がない。多くの指針の見直しが終わっていない。福島原発事故以降も、当社の原発は重大な事故を起こしている。玄海4号機は、昨年10月、基本的事項を遵守せず、誤った手順により自動停止したが、地元や市民からの事故についての説明を求める声を無視し再稼働を強行した。玄海1号機は36年を経て、原子炉の脆性遷移温度が急上昇するなど老朽化が進行している。また、3号機では安全余裕が低下する危険なプルサーマル発電を行っている。川内原発も温排水による環境問題などの根幹的問題が明らかになっている。福島原発事故後、当社としての緊急安全対策を実施したが、安全の根拠は極めて不十分である。原発の各訴訟も進行中で、併せて、安全協定締結を求め防災計画を見直す自治体も増加しているが、自治体、住民への説明は十分とは言えない。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、福島原子力発電所事故を踏まえ、万一、原子力発電所において全交流電源、海水冷却機能、使用済燃料ピットの冷却機能を全て喪失したとしても、炉心等の損傷を防止し、冷却機能を回復するための緊急安全対策を講じており、国からも妥当との判断をいただいております。また、更なる信頼性の向上を図るため、引き続き安全対策に取り組んでまいります。

また、当社は国の指示に基づく安全性に関する総合評価（ストレステスト）を行い、安全上重要な施設・機器等は、現在考え得る最大の想定値を超える地震や津波に対しても十分な安全裕度を有しており、これまでに実施した緊急安全対策等により、プラントの安全性が更に向上していることを確認しております。

確認が終わったプラントから報告書を国へ提出し審査を受けているところであり、今後、運転再開に向けて、国より示された「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」を満足するように、適切に対応してまいります。

原子力発電については、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面から、安全性を大前提として、その重要性は変わらないものと考えております。当社は、原子力発電所の更なる信頼性向上と安心・安全の確保に取り組むとともに情報公開に努めるなど、原子力発電所の運転再開に向け、的確に対応してまいります。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

## 第8号議案 定款の一部変更について (4)

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(「廃炉を進める検討委員会」設置)

第43条 当社は、運転開始後40年で原則廃炉にするという「原子炉等規制法改正」を受けて、「廃炉を進める検討委員会」を設置する。

### ◆提案理由

当社の6基の原子力発電設備は玄海1号機の36年を筆頭に、2号機31年、川内1号機27年、2号機26年である。「原子炉等規制法」が改正されると、4年から14年のうちに次々と廃炉を迎える可能性がある。廃炉には、設計図やそれぞれの部分ごとの放射線量など詳細な情報や緻密な計画が必要となる。また、廃炉に伴って生じる放射性廃棄物の分別、保管計画も準備しておかなくてはならない。

原子炉の解体に当たっては、予期せぬ線量に作業が中断される事が危惧される。NHKスペシャル「原子炉解体」でも取り上げていたように、原子力発電設備は原発の健全性や安全性の確保を主に考慮して作られてはいるが、解体を考慮した設計はされていない。

少なくとも4年後には廃炉を迎える可能性があり、早急に「廃炉を進める検討委員会」を設置し、データの収集、技術者の確保、放射性廃棄物保管施設計画などを地元への十分な説明と理解を得つつすすめる。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の原子力発電所は、従来から、綿密な定期点検・補修や設備更新並びに厳格な運転管理により高い安全性・信頼性を確保しております。さらに、原子力発電所の安全確保のため、社長をトップとする品質マネジメントシステムを構築して、品質保証活動に万全を期し、事故の発生防止に努めております。

また、玄海原子力発電所1、2号機は、運転開始後30年を経過する前に、高経年化技術評価を行い、現状の保全を継続するとともに、長期間の運転に必要な追加保全策を適切に実施することにより、安全に運転を継続できることを確認し、国からも妥当との判断をいただいております。他のプラントについても、同様な取組みを行い、安全性を確保していくこととしております。

今後、「原子炉等規制法」等が改正される場合には、適切に対応してまいります。検討体制等は業務執行に関する事項であるため、本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

## 第9号議案 定款の一部変更について (5)

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(コンバインドサイクル発電の推進)

第44条 当社は、環境に優しいガス・コンバインドサイクル発電をベース電源として位置付け、積極的に推進する。

### ◆提案理由

原発から撤退し再生可能エネルギーへ転換するには少し時間がかかる。それまでの間、電力を安定供給するには天然ガスを燃料とするガス・コンバインドサイクル発電の推進が望ましい。ガス・コンバインドサイクル発電とは、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電方式で、最近では約60%の熱効率を達成している。ガス・コンバインドサイクル発電所の建設費用も原発に比べ3分の1程度、建設に係る工期も比較的短くて済む。また、古い火力発電所をガス・コンバインドサイクル発電所に改造することも可能である。停止中の大分1、2号、唐津2、3号をガス・コンバインドサイクル発電に改造することで、原発に依存することなく無理のない再生可能エネルギーへの転換が可能となる。また、石炭火力も順次、石炭ガス化コンバインドサイクル発電に置き換えることで、環境に配慮した電力会社に生まれ変わることができる。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、エネルギーの長期安定確保及び低炭素社会の実現に向けて、安全・安定運転を最優先とした原子力の推進、風力や太陽光等の再生可能エネルギーの積極的な開発・導入、火力の高効率化の推進などを行っております。

この一環として、LNG（液化天然ガス）コンバインドサイクルについては、燃料調達の高長期安定性、環境性、運転性能に優れていることから、ミドル及びピーク対応電源（お客さまの電気の使用量の変化に対応して出力を調整する電源）として、既に新大分発電所に導入しており、更に最新鋭の高効率機である新大分3号系列第4軸の開発も計画しております。

一方、ベース電源については、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面などで総合的に優れていることから、原子力を主体に開発してきており、安全性を大前提として、その重要性は変わらないものと考えております。

今後については、現在、国レベルで見直しが進められているエネルギー政策を踏まえて、バランスのとれた電源開発を引き続き検討してまいります。その内容等は業務執行に関する事項であるため、本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。



## 第10号議案 定款の一部変更について (6)

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(「発電・送電分離対策委員会」の設置)

第45条 当社に「発電・送電分離対策委員会」を設置する。委員会の構成は取締役を長とし、研究者・地域住民・消費者株主の会代表他で構成する。

### ◆提案理由

3.11東電福島原発事故の影響で東京電力が厳しい経営状況に陥ったことや、東京新聞の記事によると、80%以上の国民が原発からの撤退を求めると、当社を取り巻く経営環境は創立以来最大の危機に直面している。また、国は電力自由化を推し進める大きな柱として発送電分離の検討を始めている。

今回の福島事故は、一極集中型の発電システムがいかに無力であるかを教えた。このことは我々がかねてから主張してきたことである。今後は、風力や太陽光、バイオマス、小型水力などの小規模電源をスマートグリッド(コンピューターシステムによって制御された次世代送電網)によって双方向的に結びつける水平分散型の電力供給システムの開発が不可欠となる。近い将来、送電事業が分離されたとしても、送電事業を担うノウハウは当社以外には持ちえない。そこで、「発電・送電分離対策委員会」を設置することで、今からその対策に当たる。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

エネルギー自給率が極めて低く外国との送電連系がないわが国において、当社をはじめとする電力各社は、長期的視点に立って電力需要に見合う電源や燃料の確保を行うとともに、送配電ネットワークを適切に形成するなど、発電設備と送電設備の一体的な整備・運用を行い、電力の安定供給に取り組んでまいりました。

今後、風力や太陽光などの再生可能エネルギーが大量に普及した場合でも、高品質、高信頼度かつ効率的な電力供給を維持するためには、火力発電による出力調整など全ての発電設備と送電設備が一体となって電力系統全体の最適運用を行うことが必要と考えております。

現在、経済産業省の「電力システム改革専門委員会」において、小売部門の全面自由化や発送電分離を含めた電力システム改革に関する専門的な検討が行われております。

当社としては、国の電気事業制度見直しの議論の動向を踏まえ、適切に対応してまいりますが、検討体制等は業務執行に関する事項であるため、本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

## 第11号議案 取締役1名選任について

### ◆提案内容

当社は社外取締役に、GE技術者として福島第一原子力発電所建設に関わり、原発技術の特殊性、危険性について熟知している菊地洋一氏を選任する。

### ◆提案理由

福島第一原発の過酷事故を経験した今、当社の経営にとって、原子力をどうするかは最重要課題である。今後も原発に依存する供給体制を維持するか、段階的または即時に撤退の方向に進むか、早急に決める必要がある。これは国のエネルギー政策の如何に関わらず、当社の経営判断で独自に精査し、結論を出すべき事柄である。その判断に際しては当然ながら原子力の経営的・技術的リスクがこれまで以上に厳しく検討されなければならない。そのためには原発を推進してきた当社の役員会の議論に、反対の立場からの意見が必要である。菊地洋一氏は米国ジェネラル・エレクトリック社の技術者として福島第一原発の設計に関わり建設に当たったものの、その後、危険性を認識し退社。以来、一貫して原発依存からの脱却を主張・行動してきたエンジニアである。当社の原子力議論に参加していただくに相応しい経験と見識を持つ人材であり、社外取締役として適任だと判断する。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電については、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面から、安全性を大前提として、その重要性は変わらないものと考えております。当社は、原子力発電所の更なる信頼性向上と安心・安全の確保に取り組むとともに、原子力発電所の運転再開に向け、的確に対応してまいります。

また、「信頼回復」、「安定供給」、「緊急経営対策」という喫緊の重要課題に的確に対応していくため、第2号議案で提案しているとおり、取締役として相応しい人格、識見及び経験を有する17名の候補者（社外取締役候補者を含む）を取締役として選任いただくことが最も適切であると考えます。

## 第12号議案 退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給停止について

### ◆提案内容

第82回定時株主総会で決議した退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を本総会以降、行わないこととする。

### ◆提案理由

取締役や監査役に支給してきた退任慰労金については、2006年・第82回総会において、制度としての廃止が決議されているが、その時点で役員であった者たちには今も退任に際して支給している。しかも、廃止決議と同時に、なぜか社内役員についてのみ、それまで公開してきた対象者の数と慰労金の総額を非公開とした。

第87回総会資料に記載された数値で平均すると、取締役一人当たりの報酬年額は賞与込みで約4,460万円である。同様に、監査役は一人当たり年額2,000万円を受け取っている。長年にわたってそうした巨額の報酬を手にした者たちに、さらに自画自賛のお手盛りで退任慰労金を支給してきたことは問題である。本総会以降の支給を停止すべきである。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

退任慰労金制度については、平成18年5月開催の取締役会において廃止することを決議しております。これに伴い、同年6月開催の第82回定時株主総会において、役員就任から当該総会終結の時までの在任期間における功労に報いるため、当社における一定の基準に従い妥当な範囲内で退任慰労金を打ち切り支給することとし、その金額、方法等は取締役会及び監査役会の協議に一任すること、また、支給時期は、各役員の退任時とすることをご承認をいただいております。

当社としては、当該支給は妥当であると考えております。

なお、退任慰労金支給額については、平成18年度に係る事業報告で既にその総額を開示しており、その開示方法は適法であります。

# 議決権の行使についてのご案内

## 1 当日ご出席いただけない場合のご案内

議決権行使書、電磁的方法による議決権行使のほか、議決権を有する他の株主さまおひとりに委任して議決権をご行使いただけます。

## 2 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類記載事項を修正する場合の周知方法のご案内

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ ([http://www.kyuden.co.jp/ir\\_index](http://www.kyuden.co.jp/ir_index)) に掲載いたしますのでご了承ください。

## 3 書面による議決権行使のご案内

議決権行使書による議決権行使は、株主総会の前日（平成24年6月26日〔火曜日〕）午後5時までに到着したものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 4 電磁的方法による議決権行使のご案内

- (1) 電磁的方法による議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net> 以下「議決権行使サイト」といいます。) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

（電磁的方法により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますので、ご注意ください。）

- (2) 電磁的方法による議決権行使は、株主総会の前日（平成24年6月26日〔火曜日〕）午後5時までに行使されたものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- (3) 書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 電磁的方法により、複数回数の議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。

## 【パスワードのお取扱い】

- ① パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管ください。
- ② パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
- ③ パスワードは一定回数以上間違えて入力すると、ご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

## 【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること
- ② 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット（SVGA）以上であること
- ③ 次のアプリケーションをインストールし、使用できる状態であること
  - (ア) マイクロソフト社が現在サポートしているバージョンの Microsoft® Internet Explorer
  - (イ) アドビシステムズ社が現在サポートしているバージョンの Adobe® Reader® 又は、Adobe® Acrobat® Reader™  
(議決権行使サイトで、参考書類や事業報告をご覧になる場合)

Microsoft® 及び Internet Explorer は米国マイクロソフト社の、Adobe® Reader®, Adobe® Acrobat® Reader™ はアドビシステムズ社の、それぞれ米国及び各国における登録商標又は商標です。

電磁的方法による議決権行使に関してパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

◆三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120-652-031 (フリーダイヤル) (月曜日～金曜日 午前9時～午後9時)

## 5 議決権電子行使プラットフォームのご案内

機関投資家の皆さまにつきましては、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以 上

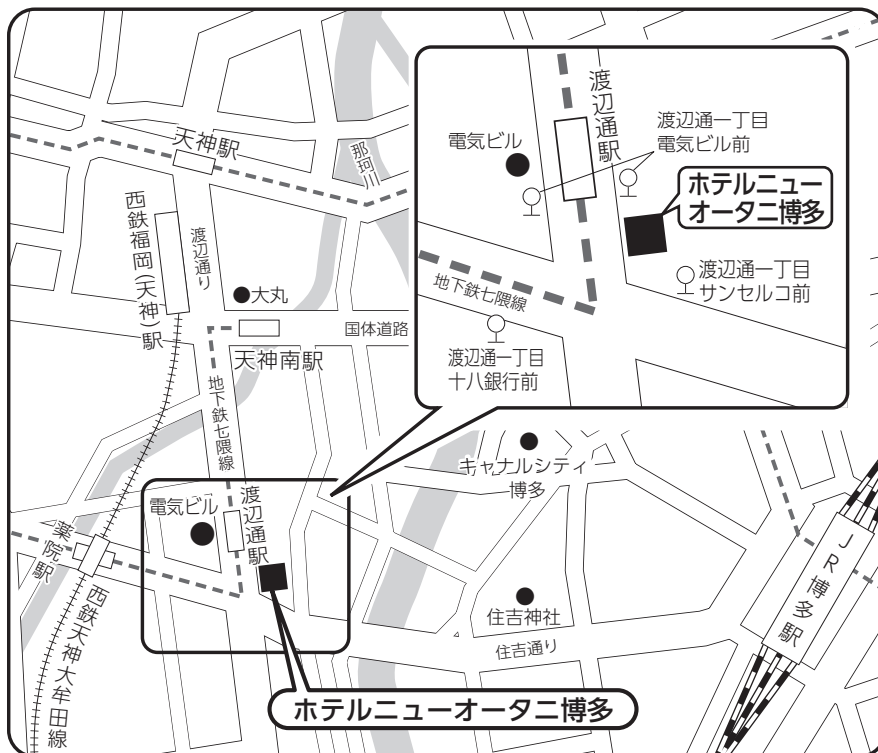
—メ 毛—

—メ 毛—

# 株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」



- 交通
- |           |                  |
|-----------|------------------|
| ■ JR博多駅より | バス (約10分)        |
| ■ 天神より    | バス又は地下鉄 (約3~10分) |
| ■ 西鉄薬院駅より | 徒歩 (約7分)         |

お願い お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。